

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第43号
事故等種類	転覆
発生日時	平成25年7月11日 10時05分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市堅苔沢漁港北西方沖 鶴岡市所在の波渡埼灯台から真方位315°2,750m付近 (概位 北緯38°42.3′ 東経139°36.4′)
事故等調査の経過	平成25年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 彰栄丸、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-5063（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、堅苔沢漁港北西方沖で刺し網の揚網中、左舷船首側に設置された揚網機に網が絡まってロープが緊張し、船長が緊張したロープを緩めて網を外そうとして機関を前進にかけたところ、船尾方に流れた網がプロペラに絡まった。</p> <p>本船は、船長がプロペラに絡まった網をナイフで切断したところ、船体が振れ回り、右舷方からの風や波の影響を受け、平成25年7月11日10時05分ごろ左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底の上に避難していたところ、定刻になっても帰港しない本船を不審に思い、来援した僚船に救助されて堅苔沢漁港に到着し、本船は、その後、僚船2隻にえい航されて堅苔沢漁港に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 南西、風力 4</p> <p>海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故の前日と当日に気象予報を確認していた。</p> <p>船長は、揚網機に網が絡まないようにするための金具が折れていることを知っていたが、修理していなかった。</p> <p>本船は、回収した刺し網一つを籠に入れた状態で船尾に積み込んでいたが、籠を固定していなかった。</p> <p>船長は、本事故時、ふだんより潮の流れが強いと感じていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、胸ポケットに携帯電話を入れていたが、防水型ではなく、濡れて使用できなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、堅苔沢漁港北西方沖で刺し網の揚網中、プロペラに絡まった網を切断し、船体が振れ回った際、右舷方からの風や波の影響を受けたことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、堅苔沢漁港北西方沖で刺し網の揚網中、プロペラに絡まった網を切断し、船体が振れ回った際、右舷方からの風や波の影響を受けたため、左舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業に必要な器具等は、安全に使用できる状態にしておくこと。 ・ 風や波の影響に注意して操業を行うこと。 ・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行しておくことが望ましい。